



食安発第0622005号
平成21年6月22日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて（平成21年2月12日付け食安発第0212004号。以下「旧通知」という。）」により、対ブラジル輸出水産食品製造・加工施設に関する登録等を行っているところである。

今般、ブラジル政府との協議の結果、施設登録の際に輸出品目の申請が必要となったことから、「ブラジル輸出水産食品の取扱要領」を新たに別紙のとおり定め、本日付けで施行することとしたので、通知する。

なお、旧通知は本日をもって廃止し、また、旧通知により既に登録されている施設は、本通知施行後も引き続き本通知に基づく登録施設として取り扱うこととする。

ブラジル向け輸出水産食品の取扱要領

1. 目的

本要領は、ブラジル向けに輸出される水産食品について、施設の登録、製品の品質表示ラベルの登録及び輸出国の権限ある機関が発行する衛生証明書の添付が求められていることから、関係事業者が遵守すべき要件、衛生証明書発行機関の認定、衛生証明書発行の方法及びその他必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

- (1) ブラジル向け輸出水産食品：日本からブラジルに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品であって、別添1に記載されているもの（ただし、ブラジル政府が、別途、衛生証明書の添付を求めるものは、それを含むものとする。）をいう。
- (2) 登録施設：ブラジル向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設であつて、本要領に基づき登録された施設をいう。
- (3) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。
- (4) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の規定に従い厚生労働省医薬食品局食品安全部長により認定された機関をいう。

3. 施設の登録に係る手続き

(1) 登録確認申請

ブラジル向け水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、3の（2）の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により証明書発行機関あて申請する。

(2) 施設の登録要件の審査

登録確認申請を受理した証明書発行機関は、営業許可証又は届出書の写し等を確認し、以下のいずれかの要件に適合するかの審査を行う。

ア. 食品衛生法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。

- イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- ウ. 食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。

（3）施設の登録

審査を行った証明書発行機関は、要件を満たしていることが確認された施設について、自ら管理する登録確認番号（施設ごとに **BR** に続けて、上2桁は証明書発行機関認定番号、2桁目以降に登録確認施設の番号を 0001 から付すこと（例：**BR**〇〇0001）。）を付与する。

（4）登録施設の承認

施設の登録番号を付与した証明書発行機関は、3の（2）の審査を行った書類一式を添付し、別紙様式2により厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）あて登録承認を申請する。

登録承認申請を受理した監視安全課は、当該施設について、3の（2）の要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断したときは、ブラジル政府に対し、1998年10月9日付けブラジル農務省令第183号の「衛生検査システム及び外国施設の許可、輸入許可、再検査、輸入動物製品の管理・輸送を規定する指令」の7. 1の規定に基づく日本の登録施設としての公表を要請する。

ブラジル政府から公表完了の報告を受けた監視安全課は、当該施設を、ブラジル向け輸出水産食品の登録施設として承認するとともに、当該登録施設の名称、登録番号、輸出品目等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該公表がなされた時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

（5）登録施設の登録事項の変更申請

登録事項の変更を希望する施設登録者は、別紙様式3により証明書発行機関あて申請する。

変更確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、登録事項の変更を行うとともに、別紙様式2により監視安全課あて申請する。

変更承認申請を受理した監視安全課は、当該内容の確認を行った結果、問題がないと判断したときは、必要に応じてブラジル政府に当該変更事項

を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

(6) 登録の廃止申請

施設の登録の廃止を希望する施設登録者は、別紙様式4により証明書発行機関あて申請する。

廃止確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、別紙様式2により監視安全課あて申請する。

廃止承認申請を受理した監視安全課は、当該報告に基づき、ブラジル政府に廃止する登録施設を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除する。

(7) 登録施設の衛生管理等の確認

証明書発行機関は、登録施設に対し、当該施設において適切に衛生管理が行われていること及び3の(2)に規定する要件を満たしていること等について、年に1回以上の頻度で定期的な現地確認を行う。

証明書発行機関は、当該確認において登録要件に係る問題を発見した場合には、直ちに監視安全課に報告するとともに、その後の対応については監視安全課の指示に従う。

(8) 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課は、登録施設の登録を取り消すことができる。

監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合にあっては、ブラジル政府及び当該登録施設の登録を行った証明書発行機関に対し、当該登録施設を取り消す旨を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除する。

ア. 登録施設が3の(2)の要件に合致しなくなったことが判明したとき。

イ. 施設登録者又は当該施設と関連ある者が、本要領に基づく手続き等において不正を行ったことが判明したとき。

ウ. その他相当の理由があると認められるとき。

4. 品質表示ラベルの登録に係る手続き

(1) 品質表示ラベル記載内容確認申請

2005年11月24日付けブラジル農務省規則第22号の「包装済み動物由来製品のラベル表示に関する技術規則」(以下「ブラジル農務省表示規則」という。)に基づくブラジル政府への品質表示ラベルの登録を希

望する施設登録者は、その製品ごとに、別紙様式6及び製品に使用する品質表示ラベルを各々3部添付し、別紙様式5により証明書発行機関あて申請する。

なお、品質表示ラベルにポルトガル語を使用する場合には、その日本語又は英語訳を併せて添付する。

(2) 品質表示ラベル等の記載内容の確認

記載内容確認申請を受理した証明書発行機関は、別紙様式6の申請内容がブラジル農務省表示規則に基づく要件に適合していることを確認するとともに、品質表示ラベルの記載内容について、別紙様式7の2の各証明事項を確認する。

(3) ブラジル政府向け品質表示ラベル登録申請書の発行

証明書発行機関は、4の(2)の確認を行った結果、問題がないと判断したときは、下記の点に留意しつつ、別紙様式6及び7に必要事項を記入の上、担当者が署名し、証明書発行機関である旨を示す印章（厚生労働省登録検査機関であることを英語にて明記したもの。以下「発行機関印章」という。）を押印した後に、別紙様式6及び7の原本を施設登録者に3部発行するとともに、その写しを保存する。

ア. 記載する用語については、基本的に英語記載とすること。

イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

(4) ブラジル政府への品質表示ラベルの登録申請

品質表示ラベル登録申請書を受理した施設登録者又は施設登録者から委任を受けた者は、別途連絡するブラジル政府の機関に対し、品質表示ラベルの登録を申請する。

(5) 品質表示ラベルの貼付

施設登録者又は当該施設登録者の製品を輸出する者（以下「輸出者」という。）は、輸出の都度、4の(4)によりブラジル政府に登録した品質表示ラベルを製品に貼付する。

(6) ブラジル政府向け品質表示ラベル登録申請書の発行停止

証明書発行機関は、下記のいずれかに該当する場合には、監視安全課と協議の上、当該施設登録者に対するブラジル政府向け品質表示ラベル登録申請書の発行を停止することができる。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ. その他相当の理由があると認められる場合。

5. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式8に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。

ア. インボイスの写し。

イ. パッキング・リストの写し。

ウ. 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、下記の要件すべてに適合することを審査する。

ア. 登録施設に由来するものであること。

イ. 別添3の1に掲げるサンプリングの結果、別添3の2に掲げる検査基準を満たしていること。

ウ. 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

エ. 製品に貼付してある品質表示ラベルの記載内容がブラジル政府向け品質表示ラベル登録申請と一致していること。

(3) 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、5の（2）の確認を行った結果、問題がないと判断したときは、下記の点に留意しつつ別紙様式9の証明書に必要事項を記入の上、検査責任者が署名し、発行機関印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

ア. 記載する用語については、英語記載とすること。

イ. 「Certificate No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

ウ. 「name」は署名者名、「title」は証明書発行機関名及び署名者の役職、「Official Inspector」は担当者の署名及び発行機関印章をそれぞれ記載、押印すること。

エ. 衛生証明書は5の(2)のイの検査後、速やかに発行すること。

輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式10により発行の取消しを申請するとともに、既に当該証明書を受領している場合にあつては、速やかに証明書発行機関に返却すること。

(4) 衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、下記のいずれかに該当する場合には、監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ. 過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であつて、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。

ウ. その他相当の理由があると認められる場合。

なお、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、当該情報を直ちにブラジル政府あて連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上で公表する。

6. その他

(1) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、ブラジルの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、ブラジル向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(2) 申請の審査に係る調査

監視安全課及び証明書発行機関は、本要領に基づく申請の確認等にあたり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

ブラジル向け輸出水産食品 品目一覧

HS 番号	品目名	状態
0301.91	ます	活
0301.92	うなぎ	活
0301.93	こい	活
0301.94	くろまぐろ	活
0301.95	みなみまぐろ	活
0301.99	その他魚	活
0302.11	ます	生鮮冷蔵
0302.12	太平洋さけ、大西洋さけ、ドナウさけ	生鮮冷蔵
0302.19	その他さけ科	生鮮冷蔵
0302.21	ハリバット	生鮮冷蔵
0302.22	プレイス	生鮮冷蔵
0302.23	ソール	生鮮冷蔵
0302.29	その他ひらめ、かれい類	生鮮冷蔵
0302.31	びんながまぐろ	生鮮冷蔵
0302.32	きはだまぐろ	生鮮冷蔵
0302.33	かつお	生鮮冷蔵
0302.34	めばちまぐろ	生鮮冷蔵
0302.35	くろまぐろ	生鮮冷蔵
0302.36	みなみまぐろ	生鮮冷蔵
0302.39	その他まぐろ	生鮮冷蔵
0302.40	にしん	生鮮冷蔵
0302.50	コッド	生鮮冷蔵
0302.61	いわし	生鮮冷蔵
0302.62	ハドック	生鮮冷蔵
0302.63	コールフィッシュ	生鮮冷蔵
0302.64	さば	生鮮冷蔵
0302.65	さめ	生鮮冷蔵
0302.66	うなぎ	生鮮冷蔵
0302.67	めかじき	生鮮冷蔵
0302.68	めろ	生鮮冷蔵
0302.69	その他	生鮮冷蔵
0302.70	肝臓、卵及び白子	生鮮冷蔵
0303.11	べにざけ	冷凍
0303.19	その他太平洋さけ	冷凍
0303.21	ます	冷凍

0303.22	太西洋さけとドナウさけ。	冷凍
0303.29	その他さけ科	冷凍
0303.31	ハリバット	冷凍
0303.32	ブレイス	冷凍
0303.33	ソール	冷凍
0303.39	その他ひらめ、かれい類	冷凍
0303.41	びんながまぐろ	冷凍
0303.42	きはだまぐろ	冷凍
0303.43	かつお	冷凍
0303.44	めばちまぐろ	冷凍
0303.45	くろまぐろ	冷凍
0303.46	みなみまぐろ	冷凍
0303.49	その他まぐろ	冷凍
0303.51	にしん	冷凍
0303.52	コッド	冷凍
0303.61.	めかじき	冷凍
0303.62	めろ	冷凍
0303.71	いわし	冷凍
0303.72	ハドック	冷凍
0303.73	コールフィッシュ	冷凍
0303.74	さば	冷凍
0303.75	さめ	冷凍
0303.76	うなぎ	冷凍
0303.77	シーバス	冷凍
0303.78	ヘイク	冷凍
0303.79	その他魚	冷凍
0303.80	肝臓、卵及び白子	冷凍
0304.1	フィレ	生鮮冷蔵
0304.2	フィレ	冷凍
0304.9	その他魚肉	生鮮冷蔵冷凍
0305.10	食用に適す魚粉、ミール、ペレット	冷蔵冷凍干
0305.20	肝臓、卵、白子	塩干薫
0305.30	フィレ	塩干
0305.41	太平洋さけ、大西洋さけ、ドナウさけ	薫
0305.42	にしん	薫
0305.49	その他	薫
0305.51	コッド	干
0305.59	その他	干
0305.61	にしん	塩
0305.62	コッド	塩

0305.63	かたくちいわし	塩
0305.69	その他魚	塩
0306.11	いせえび	冷凍
0306.12.	ロブスター	冷凍
0306.13	シュリンプ、プローン	冷凍
0306.14	かに	冷凍
0306.19	その他甲殻類	冷凍
0306.21	いせえび	活生鮮冷蔵干
0306.22	ロブスター	活生鮮冷蔵干
0306.23	シュリンプ、プローン	活生鮮冷蔵干
0306.24	かに	活生鮮冷蔵干
0306.29	その他甲殻類	活生鮮冷蔵干
0307.10	かき	活生鮮冷蔵冷凍塩干
0307.21	ほたて及びその他	活生鮮冷蔵
0307.29	ほたて及びその他	冷凍塩干
0307.31	い貝	活生鮮冷蔵
0307.39	い貝	冷凍塩干
0307.41	いか	活生鮮冷蔵
0307.49	いか	冷凍塩干薫
0307.51	たこ	活生鮮冷蔵
0307.59	たこ	冷凍塩干薫
0307.60	かたつむりその他の巻貝	活生鮮冷蔵冷凍塩干
0307.91	その他軟体動物、水生無脊椎動物	活生鮮冷蔵
0307.99	その他軟体動物、水生無脊椎動物	冷凍塩干
1604.11	さけ	調整品
1604.12	にしん	調整品
1604.13	いわし	調整品
1604.14	まぐろ、かつお	調整品
1604.15	さば	調整品
1604.16	かたくちいわし	調整品
1604.19	その他（全形及び断片状）	調整品
1604.20	その他（細かく切り刻んだ魚）	調整品
1604.30	キャビア、その代用品	調整品
1605.10	かに	調整品
1605.20	シュリンプ、プローン	調整品
1605.30	ロブスター	調整品
1605.40	その他甲殻類	調整品
1605.90	その他軟体動物、水産無脊椎動物	調整品
1212.20	海草その他の藻類	生鮮冷蔵冷凍塩干

(別添2)

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下(1)の要件を確認するために必要な(2)の関係書類を添付し、別紙様式11により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて申請する。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア. 証明書発行機関として適格である者として次の事項を全て満たしているものであること。

- ① 法人格を有すること。
- ② 食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関であること。
- ③ 証明書発行業務を行う方針、手続き及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。
- ④ 証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと。
- ⑤ 実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること。
- ⑥ 証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること。

イ. 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次の事項を全て満たしているものであること。

- ① 株式会社である場合にあつては、証明書発行申請者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと。
- ② 役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと。
- ③ 代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと。

ウ. 別紙要領に規定する業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること。

(2) 提出書類

ア. 別紙様式11の認定申請書

イ. 別紙要領に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行等の業務を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

- ① 定款の写し
- ② 組織の概要を示す資料
- ③ 組織の財務体制を示す資料
- ④ 役員の氏名及び略歴
- ⑤ 手数料に関する資料
- ⑥ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
- ⑦ 食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し
- ⑧ 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料
- ⑨ 食品衛生法又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく処分が行われた場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類
- ⑩ 発行機関印章

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のあて先に正本を1部提出すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局 食品安全部監視安全課 水産安全係

電話 03-5253-1111 (内線2490)

03-3595-2337 (直通)

FAX 03-3503-7964

2. 証明書発行機関の認定

認定申請を受理した厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせるなどにより、1の(1)に掲げる要件を満たしていることを確認した結果、問題がないと判断した時は、当該申請者を証明書発行機関として認定するとともに、別紙様式12の認定書を交付する。

3. 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

監視安全課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施にあたり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

監視安全課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施し

ているか確認する観点から、必要に応じて検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、証明書発行機関について、以下のいずれかの場合に該当するときは、当該機関について証明書発行機関として不適切と認め、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

ア. 1の(1)に掲げる認定要件を備えていないと認める場合

イ. 輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書発行手続きを行わなかった場合

ウ. 証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認める場合

エ. 3の(2)の検査を受けることを拒否した場合

オ. その他相当の理由があると認める場合

4. 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式13によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消を希望する場合は、別紙様式14に必要事項を記入の上、1の(3)のあて先に提出するものとする。

ブラジル向け輸出水産食品の検査手順

1. サンプルング

申請品目毎に1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記2について、1ロットの梱包数 (N) に応じて、以下に示す開梱数 (n) を目安とする。

1ロットの梱包数 (N)	開梱数 (n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数 (n) は1とする。

2. 検査基準

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。

(別紙様式 1)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称、所在地及び輸出品目を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称及び所在地 (保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。)

(日本語)

(英語)

2. 輸出品目

(日本語)

(英語)

3. 施設の情報

	該当施設 ※	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		

※ 登録申請施設が該当するものに○をつけること。

※※ 許可証等の写しを添付すること。

(別紙様式2)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長 殿

証明書発行機関
住所
氏名

ブラジル向け輸出水産食品施設登録（変更又は廃止）承認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は廃止）の承認を申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)	輸出品目 (Exporting products)

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)	輸出品目 (Exporting products)

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品施設登録事項の変更確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項
(日本語)
(英語)

(別紙様式4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品施設の登録廃止確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 輸出品目

(別紙様式5)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名


(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ブラジル向け輸出水産食品品質表示ラベル記載内容確認申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号)に基づき、品質表示ラベルの記載内容の確認について、下記関係書類を各3部ずつ添えて申請します。

記

1. 別紙様式6 (品質表示ラベル詳細記入用紙)
2. 品質表示ラベルの写し

	FEDERAL REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND (FOOD) SUPPLY-MA PLANT AND ANIMAL HEALTH PROTECTION BRANCH-SDA ANIMAL ORIGIN PRODUCTS INSPECTION DEPARTMENT-DIPOA INTERNATIONAL TRADE CONTROL DIVISION-DCI	Reference No

1-IDENTIFICATION

1-1. - Veterinary/Sanitary control number of the production establishment
1-2. - Name and address of the official organization responsible for the veterinary/sanitary control of the production establishment:
1-3. - Registration number of the product with the Ministry of Agriculture of Brazil / (*)
1-4. - Date of arrival at DCI /
1-5. - Commercial name of the production establishment:
1-6. - Activity(ies) of the production establishment:
1-7. - Address of the production establishment:

2-PETITION

To the Head of the DCI/DIPOA
 The above mentioned company, through their legal representative and its responsible technical official, requests that the above mentioned Division to take care of the request shown in item 3 of this document.

3-NATURE OF THE REQUEST

3.1 Request:
 3.1.1. - PREVIOUS APPROVAL 3.1.3. - CANCELLATION 3.1.5. - CHANGES TO THE MANUFACTURING PROCESS
 3.1.2. - REGISTRATION 3.1.4. - CHANGES TO THE LABEL 3.1.6. - CHANGES TO THE PRODUCT COMPOSITION

4-IDENTIFICATION OF THE PRODUCT

4.1. - Name of the products:

4.2. - Brand:

5-CHARACTERISTICS OF THE LABEL AND THE PACKAGING

5.1 Labelling:
 5.1.1. - PRINTED 5.1.3. - ENGRAVED IN RELIEF 5.1.5. - LITHOGRAPHED 5.1.7. - OTHERS
 5.1.2. - LABEL 5.1.4. - HEAT ENGRAVING 5.1.6. - SEAL

5.2 Packaging:
 5.2.1 - TIN CAN 5.2.2. - PAPER 5.2.3. - PLASTIC 5.2.4. - NATURAL PACKAGING 5.2.5. - OTHERS

6-QUANTITY/IDENTIFICATION TYPE

6.1 Quantity of the product in weight or measurement units:

6.2 Date of manufacturing or packaging or expiration date (place and manner in which it is indicated):


7-PLACE AND DATE

--

8-VERIFICATION

Signature and seal of the legal representative of the production establishment	Signature and seal of the technical representative of the production establishment
--	--

(*) Sequential number, followed by a back slash and by the official registration number of the establishment with the Veterinary or Sanitary Inspection Service. The registration number must be shown in the label and in the body of the International Sanitary Certificate of products exported to Brazil.

	FEDERAL REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND (FOOD) SUPPLY-MA PLANT AND ANIMAL HEALTH PROTECTION BRANCH-SDA ANIMAL ORIGIN PRODUCTS INSPECTION DEPARTMENT-DIPOA INTERNATIONAL TRADE CONTROL DIVISION-DCI	Reference No
---	---	--------------

1-IDENTIFICATION


1.1 - Veterinary/Sanitary control number of the production establishment
1.2 - Registration number of the product with the Ministry of Agriculture of Brazil / (*)

2-PRODUCT COMPOSITION

Ingredients	Kg or L	PERSENTAGE
TOTAL		100%

3-MANUFACTURING OR PREPARATION PROCESS

Description:

	FEDERAL REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND (FOOD) SUPPLY-MA PLANT AND ANIMAL HEALTH PROTECTION BRANCH-SDA ANIMAL ORIGIN PRODUCTS INSPECTION DEPARTMENT-DIPOA INTERNATIONAL TRADE CONTROL DIVISION-DCI	Reference No
---	---	--------------

3-MANUFACTURING OR PREPARETION PROCESS

Description(continuation)

4-PACKAGING OR WRAPPING SYSTEM


Description:

5-STORAGE

Description:

6-QUALITY CONTROL/PRODUCT CONSERVATION

Description:

	FEDERAL REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND (FOOD) SUPPLY-MA PLANT AND ANIMAL HEALTH PROTECTION BRANCH-SDA ANIMAL ORIGIN PRODUCTS INSPECTION DEPARTMENT-DIPOA INTERNATIONAL TRADE CONTROL DIVISION-DCI	Reference No
---	---	--------------

7-TRANSPORT OF THE PRODUCT TO THE CONSUMER MARKET

Description:

8-INFORMATION ABOUT THE IMPORTER

Name, address and CFC/MF number of the importer (applicable only for importers with exclusive use labeling)

9-ATTACHED DOCUMENTS


List:

10-PLACE AND DATE

--

11-VERIFICATION

Signature and seal of the legal representative of the production establishment	Signature and seal of the technical representative of the production establishment
--	--

	FEDERAL REPUBLIC OF BRAZIL MINISTRY OF AGRICULTURE AND (FOOD) SUPPLY-MA PLANT AND ANIMAL HEALTH PROTECTION BRANCH-SDA ANIMAL ORIGIN PRODUCTS INSPECTION DEPARTMENT-DIPOA INTERNATIONAL TRADE CONTROL DIVISION-DCI	Reference No

<FORM FOR THE EXCLUSIVE USE BY THE VETERINARY/SANITARY AUTHORITY RESPONSIBLE FOR THE HYGIENE/SANITARY CONTROL OF THE PRODUCTION ESTABLISHMENT>

1-IDENTIFICATION

1.1 - Commercial name of the production establishment:
1.2 - Veterinary/Sanitary control number of the production establishment:
1.2.1 - Type of inspection implemented on the production establishment by the veterinary/sanitary control organization Permanent official team in the establishment <input type="checkbox"/> , Periodic supervision of the establishment <input type="checkbox"/> and frequency(specify):
1.3 - Registration number of the product with the Ministry of Agriculture of Brazil / (*)

2-CERTIFICATION OF THE VETERINARY/SANITARY AUTHORITY

I, the undersigned, certify that the information provided in this Form by the above mentioned establishment are in compliance with the Brazilian legislation regarding food labelling and that it will be observed during the production of the product. Regarding the type of labelling, in Portuguese, attached to this request, I also certify that:

- a) The labelling model presented is in **sketch** form or **printed**
- b) Is the true name of the product shown in highlighted character, uniform in colour and body, without designs or other wording intercalated? **Yes** **No**
- c) Is the name of the production establishment shown in the label? **Yes** **No**
- d) Is the location of the production establishment shown in the label? **Yes** **No**
- e) Is the seal or veterinary/sanitary control number of the production establishment shown in the label? **Yes** **No**
- f) Is the commercial brand of the production establishment shown in the label? **Yes** **No**
- g) Is there a place for indicating the date of manufacture and the validation period of the product shown in the label? **Yes** **No**
- h) Is the sentence 'MADE IN' (name of the country where the product was manufactured)? **Yes** **No**
- i) Does the label show, for the mass, volume or number of units, one of the following wordings: 'Net Content' or 'Net Weight' (for mass); 'Net Content' or 'Net Volume' (for volume) and 'Number of units' or 'Contains' (for units)? **Yes** **No**
- j) Is the expression 'MUST BE WEIGHTED IN FRONT OF THE CONSUMER' shown in the label for products with unstable weight? or the net weight for a product with a stable weight? **Yes** **No**
- k) Is the weight of the packaging shown in the label? **Yes** **No**
- l) Is the lot indicated in the label in an easily visible, legible, and indelible form? **Yes** **No**
- m) Are the ingredients and additives used shown in decreasing order in the label? **Yes** **No**
- n) Is the expression 'ARTIFICIALLY COLOURED' shown in the label? **Yes** **No**
- o) Is the expression 'ARTIFICIALLY FLAVOURED' shown in the label? **Yes** **No**
- p) Is the expression 'KEEP REFRIGERATED', 'KEEP FROZEN' or other forms of indication for its conservation shown in the label? **Yes** **No**
- q) Is the expression 'Product registered with the Ministry of Agriculture of Brazil/SIF/DIPOA under no. / shown in the body of the label? **Yes** **No**
- r) Are indications given in the label, If necessary, regarding the preparation or use of the product? **Yes** **No**
- s) Is the name, CGC/MF and address of the importer shown in the label? **Yes** **No** If not, will an adhesive label with the information about the importer be attached at origin or at destination by the importer? **Yes** **No**
- t) Is the present form signed and sealed by the legal representative and the technical responsible person of the production establishment? **Yes** **No**

3-FINAL REMARKS

--

4-PLACE AND DATE

--

5-VERIFICATION

Signature of the Veterinary/Sanitary Service officer responsible for the production establishment	Seal of the Veterinary/Sanitary Service officer responsible for the production establishment
---	--

(別紙様式 8)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 製品の由来

①登録施設名(登録番号)及び住所

2. 製品の荷姿、記載事項

①製品名

②数量

③ネットウェイト(kg)

④貨物特定記号(Identification marks on the package) (*)

3. 貿易情報

①輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

②輸入者(荷受人:ブラジルの輸入者)の名前及び住所

③Shipper の名前 (*)

④出発港

⑤到着港

⑥輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑦Shipping marks、コンテナの番号 (*)

⑧封印番号(コンテナ等の封印番号)

(*) については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

4. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ブラジル政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - ② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれておらず、化学保存料、化学着色料の使用がない、もしくは適切に表示がされているものであること。
 - ③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。
3. 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
INSPECTION&SAFETY DIVISION
FOOD SAFETY DEPARTMENT

OFFICIAL CERTIFICATE FOR EDIBLE FISH PRODUCTS

Federal Inspection N.º Certificate N.º
Place of Production.....
Date:...../...../.....

I, _____ (name) _____ (title)

Certify that the fish products listed below:

- a) - come from fish received at the above-indicate establishment in good conditions of hygiene, preservation and healthfulness, according to the terms of the regulation in force.
- b) - were handled under hygienic conditions; under the control of federal sanitary authorities: do not contain, and were note-prepared with the addition of any chemical preservative, coloring matter or other substance harmful to human health.
- c) - are well preserved and are suitable human consumption.

NATURE OF PRODUCT	NUMBER OF PIECES OR PACKAGES	WEIGHT IN KILOS

Identification marks on the package:.....
Sender.....
Address:.....
Consignee:..... Destination:.....
Port of shipment:..... Name of the Vessel:.....
Shipper:.....
Shipping marks:.....
Container:.....
Seal:.....

Official Inspector

(別紙様式 10)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生証明書発行申請の取消願

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 製品の由来

①登録施設名(登録番号)及び住所

2. 製品の荷姿、記載事項

①製品名

②数量

③ネットウエイト(kg)

④貨物特定記号(Identification marks on the package) (*)

3. 貿易情報

①輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所

②輸入者(荷受人:ブラジル側の輸入者)の名前及び住所

③Shipper の名前 (*)

④出発港

⑤到着港

⑥輸送方法(船舶の名称、航空機の便名)

⑦Shipping marks、コンテナの番号 (*)

⑧封印番号(コンテナ等の封印番号)

(*) については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

(別紙様式 1 1)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号）に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式 1 2)

食安発第 号
年 月 日

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号）に基づき、証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名

2. 認定番号

(別紙様式 13)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名

所在地

代表者

印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の
認定事項変更申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 14)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

機関名
所在地
代表者

印

ブラジル向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 22 日付け食安発第 0622005 号）に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号